

第5回信濃川水系流域委員会上流部会 議事要旨

開催日時：令和6年9月17日（月） 13：30～15：30

場 所：千曲川河川事務所 2階 会議室

議事次第：1. 開会

2. 挨拶

3. 出席者紹介

4. 議事

(1) 前回部会で頂いたご意見について

(2) 千曲川直轄河川改修事業の事業再評価について

(3) その他

5. 閉会

4. 議事

(1) 前回部会で頂いたご意見について

(委員A)

- 資料-1の10ページの説明について、事業がいくつか分かれている中で、今回事業再評価で議論しているのは河川改修事業費と認識している。その中で、現地調査、河川環境の把握・分析のデータが活用されているかについて、部会では具体的な説明がなかったように感じたので次回からは説明いただきたい。
- 環境保全モニター等の検討会議で行われた議論について、その内容が今回の事業再評価で検討しなければならない事業にどのように反映されているか、まだ見えてきていない気がするので、具体的にどう関連付けられているのかをお聞きしたい。
- 砂礫河原に戻すことが千曲川の中流域では良いという考え方が前提にされているが、私の考えとしては、砂礫河原だけではなく、この地域に今必要な自然に関する保全は、どこをゴールにするのか考えていく必要があると感じている。
- 資料-1の5ページの生態系サービスの便益に関して、本省に報告する旨、前回部会時に事務局より回答があったが、この報告について、国土交通省本省からどのようなコメントがあったのか教えていただきたい。

(事務局)

- 前回部会で頂いたご意見について、前回部会後に本省へ報告を行っているが、本省内で確認中であり、コメント等は現時点では無い状況である。

- 先日、環境保全モニター会議を開催した際には、事業実施にあたっての動植物の生息・生育・繁殖環境等の保全、創出に関して、専門家等からご意見をいただいたところであり、今後も環境保全モニター会議の意見等を参考にしながら事業を進めていく。ご指摘の内容については、資料－１の10ページの内容も含めて、次回以降にご説明させていただきたい。

(委員B)

- 粘り強い河川堤防について長野市内の関係者と話をすると、堤防が強化されることで破堤することはないと誤解されている方が結構いる。恐らく一般の方もそのように誤解されている方が多くいると考えられる。粘り強い河川堤防のような技術開発は難しいことであり、本当にものになるかどうかは現時点では分からないことであるため、一般の方が過度に期待することがないように情報発信していただきたい。

(事務局)

- 粘り強い河川堤防がどのようなものなのかなどを地域の方々に知っていただかなければならないと考えている。広報をしっかりと行い、地域の方々に理解を深めていただく取組を進めていく。

(委員C)

- 平成16年の検討当時は金利が4%程度、また、GDPデフレーターが3.9%程度であったことから、社会的割引率4%という値が使用されていることは理解できる。しかしながら、今から20年ほど前の話であるため、当時と今では社会的割引率の値はかなり異なるのではないか。
- 過去については、社会的割引率に加えてデフレーターも使用しているということであるが、一般的には割引というのはどちらかを適用するものではないか。また、社会的割引率については過去と将来の両方に適用されているが、デフレーターは過去しか適用されないこととなっており、ややゆがんだものになっているのではないか。
- 国土交通省の『治水経済調査マニュアル（案）』（以降、マニュアルと記載）に従って、事業再評価が実施されていることは認識しているので、例えば、参考として、割引率等の数値を試算した結果を示してもよいと考える。
- 例として、資料－１の13ページでは社会的割引率は4%、デフレーターが令和2年は1.031と3%となっており、両方足すと7%という高水準となっており、違和感を覚える。事業

の再評価を5年に1回程度実施するのであれば、これらの値も経済情勢を考慮して見直されてもよいのではないか。

(事務局)

- 1点目のご意見について、社会的割引率4%の適用の考え方については、ご指摘の通り以前のマニュアルには4%と記載があるが、今年度マニュアルが改定され、資料-2-2において社会的割引率を従来の4%だけでなく、1%、2%の場合を加えて記載している。社会的割引率4%の数値に関する議論が本省の委員会等であったと聞いており、実際の金利の動向を踏まえる中で、社会的割引率1%及び2%とした場合の全体事業の便益を参考値として算出する動きが今年度から始まっている。本日頂いたご意見について、国土交通本省へ報告する。
- 2点目のご意見について、社会的割引率、デフレーターを両方掛ける考え方に関するご指摘と認識している。ご指摘の内容については、マニュアルの記載に基づきこのような手法で算出しているところであるが、本日頂いたご意見について、国土交通本省へ報告する。

(委員C)

- どうしても費用(C)は過去に遡るため少し小さめで、おそらく便益(B)の発現はかなり長い期間となるため、便益の方が大きく出てくる可能性はある。ただし、千曲川直轄河川改修事業については、費用に対する便益比がかなり大きく、やらなければならない、必要な事業であることには変わりないと認識している。

(2) 千曲川直轄河川改修事業の事業再評価について

(委員A)

- 河川環境管理シートというものを活用されて、各河川の中の部分を詳細に評価されていると認識している。その評価結果を活用し、この事業で工事を行い、その前後で把握されている箇所の河川環境管理シートの値がどう変わったのか、またはこの事業を始める前に立てていた予測としては、生物多様性が河川環境管理シートの集計としてどのように変わる見込みだったのか、実際はどうなったのかということ、分かりやすくまとめてこの委員会で示していただけないか。

(事務局)

- 今回、河川整備計画に基づく千曲川直轄河川改修事業について、費用対効果分析の部分で再評価のご審議をお願いしている点が今回の部会の趣旨となっており、国土交通本省より示されている事業再評価を実施する際の評価項目に基づき、資料を作成し、ご説明させて頂いている。評価項目には環境に関連した評価項目はなく、費用対効果分析に関連した評価項目となっており、本日のご説明の中で環境に関する項目が不足している点については、ご理解をいただきたい。
- また、ご指摘いただいた河川環境の観点については、事業実施にあたりこれまでも重視してきたところであり、事業を行いながら環境を保全、創出していけるよう、国交省全体で取り組んでいるところである。
- また、河川整備計画については計画を策定してそのままということではなく、整備計画策定後、ある程度の期間が経った場合、あるいは大きな出水が起きた場合などには、その都度点検を行っている。現在の整備計画は令和4年に変更を行っているが、変更在先立ち令和2年にこの流域委員会部会において点検を行っている。河川整備計画には環境の観点も盛り込むこととなっているが、整備計画の点検の中では、洪水による環境へのインパクトはどうであったか、あるいは事業を進捗してきた中で、これまでの環境はどのような状況であったかなどを分析している。今後河川整備計画の点検を行う際、実際の事業進捗に応じて、どのように環境が変化したかに関して、項目として部会でご説明させていただきたいと考えている。

(委員D)

- 資料－２－１の「6. コスト縮減や代替案立案等の可能性」の中に記載のあるコスト縮減等の案のうち、一部は既に採用されて「2. 事業概要」に記載の事業に反映されているが、一部は反映されていない、または今後も検討するという理解でよいか。
- 資料－２－１の32ページにある上今井遊水地の追加掘削は案として採用されており、8ページの掘削深度の変更に際して360万m³の掘削量が必要となったことについては、事業費の変更にも反映されている。ただし、同じ上今井遊水地のゲートの変更については、今後も精査するために今のところ反映しておらず、将来的な事業費の改正には反映させる可能性があるといった組立てになっているという認識でよいか。

(事務局)

- 資料－２－１の30ページの掘削土砂については、今後土砂を有効的に活用することでコスト縮減を図っていきたいということをお示ししている。31ページについても同様にコスト縮減を図っていきたいというものである。32ページについては第1案（現在案）の掘削が最適であることを示しているものである。33ページも今後コスト縮減を図っていきたいというものである。

(委員D)

- 説明したような意図があるならば、8ページの事業概要で360万m³の掘削が必要になったのは、他のプランとの比較等も行った上で採用したことが分かるように説明したほうがよいと思う。今後の参考とされたい。

(委員E)

- 上今井遊水池に関して事業方式等が大きく変わったため、事業費もだいぶ変更したと認識している。資料－２－１の8ページの資料の中に、当面の施工範囲あるいは施工範囲外と書かれているが、これは令和9年までの当面の事業の中ではこの計画を進めるが、それ以降は変わってくるという意味なのか。
- 当面の施工範囲内にも、写真からは果樹園がだいぶあるように見受けられるが、ここは何か移転を予定しているのか。または全く事業をやめてしまうのか、現在の調整状況を教えていただきたい。
- 加えて、掘削土砂を対岸に持っていき、田畑のかさ上げが予定されているが、この辺りは土地改良区なのか、また水利も含めても調整ができていないのか教えていただきたい。

(事務局)

- 1点目について、当面施工という表現については、今後の社会情勢や土質や土砂の状況等不透明な部分があり、変更の可能性を踏まえこのように記載している。掘削深度についても土質等含めて同様に今後検討の可能性があると考えている。
- 2点目について、果樹等の利活用が盛んな地域にあって、用地提供をいただいた後、現状がどのようになっているかのご質問と認識している。この上今井遊水地の主な土地は、資料－2－1の9ページの左上にあるように、明治3年に河道の付け替えが行われ、旧河道に耕作地が広がっていた土地がある。従前は田んぼであったが、近年、着色した部分については主に畑として利用されていたところである。着色した土地を外れたような部分が、主に果樹等が盛んに行われていた範囲になっている。この機会に耕作地を縮小された方、代替地に移られた方といったようにそれぞれに対応をされている。地元の皆様に対して丁寧に対応し、進めさせていただいている。
- 3点目の対岸の質問について、明治3年の河道の分断を受けて、耕作地の分断につながったという歴史的な背景がある。当初より遊水地内の掘削を行うことでご説明してきた中で、対岸側も河川敷ぐらいの高さにあって、10ページの右上に写真に示しているように現状出水によって冠水するというような耕作環境にある。掘削土を有効活用してもらいたいという要望は地元からいただいております、当方として築堤を行った上で背面を埋め立てて、その後の耕作環境を復旧するという計画で地域とは調整ができているところである。

(委員E)

- B/CのB（便益）に関して、浸水域のシミュレーションに基づいて人口や世帯を割り出して被害想定をしているものと理解している。社会状況による人口の減少、世帯や空き家の増加、地域の都市計画、立地適正化計画等の要素はどの程度踏まえて、浸水想定人口や世帯は算出しているのか教えていただきたい。

(事務局)

- ご指摘頂いた、人口減少状況や立地適正化計画の中で、浸水想定区域内の人口減少の予測は実態としてはできていない。その中で例として10%減った場合においても、B/Cがどのように変化するかについては、資料－2－1の26ページの中に記載のある3つの要素を対象に、費用が10%増えた場合、10%コストを縮減できた場合、残工期が10%伸びた場合、資産が10%減った場合などといった形で感度分析的に実施している。実態として社会情勢を予測して、どの程度減少するかを算出することはできないが、このような手法で幅を見

ている状況である。

(委員E)

- 質問の趣旨としては、水害の被害への対策が河川整備だけに偏っているように感じており、背後の都市計画やまちづくりも含めて、浸水想定区域にはなるべく街はつくらないとか、そのような対応が必要ではないかと考えている。今後も、B/CのBを算出するとき、あるいは河川整備自体を行うときにも、背後の都市計画との連携というのが重要になると考えている。

(委員C)

- 資料－2－1の27ページに人口の推移が示されているが、今の話は、氾濫シミュレーションで効果を見る際、事業実施後の人口については、現在の人口から変えないという取扱いになっているのか、それとも自然減で減っている人口の推移を踏まえて、将来、被災する人口が減ると想定して効果を示しているのか。

(事務局)

- 事業実施後の人口は現在の人口から変えないという取扱いの下、事業実施により被災する人口が減少すると想定して、効果を示している。

(委員C)

- 埋蔵文化財の調査にはどの程度期間がかかると想定しているのか。当面施工するという話であるが、令和9年度までに全体の工事が終わるとすると、埋蔵文化財の調査はもっと早く終わると考えればよいか。

(事務局)

- 埋蔵文化財の関係については、国の整備期間、目標年次をお伝えした上で、令和9年度に向けて、調査機関による調査を進めていただいている。また、工事に支障がないように調査機関と調整し調査を進めていただいている。

(部会長)

- 千曲川直轄河川改修事業の事業再評価について、事務局より説明を受けたところである。資料－2－1の38ページに書かれている対応方針（原案）のとおり、長野県の意見も踏まえて、引き続き事業を継続することが妥当であるとのことについて、意見を伺いたい。

(委員A)

- 私は判断保留ということになると思う。環境の部分に関しては別途説明いただけるということであるため、今の時点では私の専門性の部分に関する判断はできない。
- 生態系サービスに関しても前回コメントをして、コスト、ベネフィットで考えていくのは中長期では必要であるとの話もあった。ただ、今のところは生態系サービスについての評価は行っていないという国土交通省の方針で事業評価が実施されているということであるため、個人的には抜けていると感じており、そこは判断保留になると思う。

(部会長)

- 委員ご指摘のような課題があることはそのとおりであるが、今のこのシステム（マニュアルや事業評価の評価項目）の中で、ご指摘のあった視点をすぐに取り入れることは難しいところもあると考える。この点については事務局より国土交通本省へ報告していただきたい。
- 今回の事業評価では、説明資料の対応方針（原案）に記載されているとおり、河川改修事業の実施が求められているとか、非常に社会的に根幹的な社会資本整備事業であるとか、このような項目が並んでいるため、当部会としては対応方針については、対応方針（原案）のとおり進めていきたいと考えるが、他の委員の皆様はいかがか。

(委員C)

- 部会長の意見に賛成である。
- マニュアル自体について、さまざまな意見が挙がっているが、そこは次回以降反映していただければと思う。
- 現時点ではマニュアルに従って事業評価を実施しているということが事務局からの説明であり、それを変更するのはこの部会の権限の範囲外になってしまうのではないかと考える。

(委員E)

- 部会長の先程のまとめで異論はない。

(部会長)

- それでは、今のような議論もあるということ踏まえていただき、当部会としては千曲川直轄河川改修事業の対応方針について、事業継続が妥当であるとの結論とする。

—以 上—